

新旧対照表

(別紙)

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>0408. 99</p> <p>1. 生鮮のもの及び冷凍したもの（蒸気若しくは水煮による調理をし又は成型したものを除く。）</p> <p><u>輸入統計品目表第0408. 99号の「生鮮のもの及び冷凍したもの（蒸気若しくは水煮による調理をし又は成型したものを除く。）」は、冷蔵のものを含み、攪拌してあるかないかを問わないものとし、「濃縮卵」として流通している全卵の水分を一部除去したものを除く。</u></p> <p>(削 除)</p>	<p>(新 規)</p> <p>5106. 10 又は 5106. 20</p> <p>1. より数が1メートルにつき350以下のもの</p> <p><u>上記の規定に該当する毛糸は、通常、それぞれメリヤス編物又はメリヤス製品の製造に使用される。統計品目の適用上インボイスその他の書類等によりメリヤス糸と認められる場合は、上記規定に該当するものとして取り扱うこととし、特により数を測定する必要はない。</u></p>
<p>7210. 49 又は 7225. 92</p> <p>1. 合金化溶融めっきのもの（めっき層の鉄の含有量がめっき層の全重量の7%以上の均質な合金のものに限る。）</p> <p>溶融亜鉛めっき（引き伸ばした鋼板をめっき槽で溶融亜鉛に通す処理）をした後に、合金化炉（合金化処理装置）に通し、加熱することにより、めっき層を鉄の含有量が全めっき重量の7%以上の均質な合金としたものである。</p> <p>外観は、表面がざらつき光沢がないという特徴を有することから、合金化されていない溶融亜鉛めっき鋼板（例えば、トタン）のように表面が滑らかで光沢を有しているものとは異なる。「GALVANNEALED STEEL SHEET」、「GA」の表記で取引されることがある。</p>	<p>7210. 49</p> <p>1. 合金化溶融めっきのもの（めっき層の鉄の含有量がめっき層の全重量の7%以上の均質な合金のものに限る。）</p> <p>溶融亜鉛めっき（引き伸ばした鋼板をめっき槽で溶融亜鉛に通す処理）をした後に、合金化炉（合金化処理装置）に通し、加熱することにより、めっき層を鉄の含有量が全めっき重量の7%以上の均質な合金としたものである。</p> <p>外観は、表面がざらつき光沢がないという特徴を有することから、合金化されていない溶融亜鉛めっき鋼板（例えば、トタン）のように表面が滑らかで光沢を有しているものとは異なる。「GALVANNEALED STEEL SHEET」、「GA」の表記で取引されることがある。</p>